

北海道農業経営基盤強化促進基本方針（素案） に係る意見募集等について

1 意見募集等の概要

(1) 意見募集

ア 意見募集方法

道民意見提出手続の意見募集要領に基づき、北海道のホームページ（農政部農業経営局農業経営課ホームページ）に掲載するとともに、次の場所で基本方針素案及び参考資料を閲覧・配付

- 北海道農政部農業経営局農業経営課（道庁7F）
- 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3階）
- 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報センター
- 各総合振興局及び各振興局産業振興課農務課

イ 募集期間

令和2年(2020年)12月21日（月）から令和3年(2021年)1月21日（木）まで

ウ 応募件数

提出者：1個人

意見数：1件

(2) 意見照会

ア 意見照会方法

関係機関に基本方針素案及び参考資料を配布し意見を照会

【意見照会を行った関係機関】

一般社団法人北海道農業会議、北海道農業協同組合中央会、
公益財団法人北海道農業公社、各市町村、各農業協同組合、各農業委員会

イ 意見照会期間

令和3年(2021年)1月6日（水）から令和3年(2021年)1月21日（木）まで

ウ 回答件数

回答者：5団体

意見数：13件

2 意見の内容と対応について

対応の概要：意見を受けて素案を修正等：3件、既に反映済み：1件、その他：10件

区分	NO	意見等	対応状況
■ 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向			
1 北海道農業の現状			
市町村	1	(地域毎の現状の記載) 「道東・道北地域では・・・広大な農地を生かし」と記載されているが、盆地や平野をイメージし記載されている感がある。留萌管内においては中山間地域が多く広大な農地とは言い難く、畑作・酪農ばかりではないため、表現を変更するか、平坦地域と中山間地域は分けた記載にして欲しい。	道の基本方針ではおおくり地域の特徴を記載しており、各地域ごとに、市町村が定める基本構想において、記載いただくことになる。
2 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向			
市町村	2	(家族経営の位置づけ) 道の基本方針の中でも、法人化や組織化の推進といった記載はあるものの、家族経営について具体的にあまり触れられていないため、家族経営が地域農業の担い手として重要であることを項目出しし、明記すべき。	既に反映済み 本文P3 (基本的な考え方)
市町村	3	(目標値の算出方法と変更理由) 「目標年間農業所得」及び「目標年間労働時間」が変更されているが、変更の理由と算出方法を教えて欲しい。	目標値については、統計値から他産業従事者の生涯所得と年間労働時間を試算し、近年の賃金上昇や労働時間の削減を反映して設定した。
市町村	4	(所得目標について) 他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を目標とするために、「目標年間農業所得」を500万円(20万円の増)に引き上げているが、昨今のコロナ禍の影響により、来年以降は農業所得が減少することも見込まれるため、現状で目標を引き上げる必要はないのではないかと。	本道農業の持続的発展のため、農業が職業として選択できる魅力のあるものとなるよう、農業生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくことが重要であると考えている。
市町村	5	(所得目標について) 目標とする農業所得及び労働時間の水準を現状維持とせず、むしろ向上させる内容で、現状と乖離していくのではないかと？ 農家戸数の減少や高齢化は今後も進行する中で、農業経営改善計画審査の水準が現状と乖離すれば、(農業経営改善計画が)審査しづらくなる可能性があるため、目標の水準は前回同様としてはいかがかと。	本道農業の持続的発展のため、農業が職業として選択できる魅力のあるものとなるよう、農業生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくことが重要であると考えている。 なお、市町村が定める基本構想においては、当該地域の所得水準を勘案して定めることは可能。
市町村	6	(中山間地域における所得目標について) 北海道においても中山間地域の経営体への配慮を検討して欲しい。 当町の基本構想の更新については、北海道が今回作成する基本構想に倣い作成する予定だが、中山間地域の経営体への配慮について北海道のプランに定めがなくとも、町独自の策定が可能であれば、策定していきたい。	道の基本方針では、中山間地域向けの所得水準を定めていないが、市町村の基本構想において、中山間地域の経営体に配慮した所得水準を別途定めることは可能。

区分	NO	意見等	対応状況
市町村	7	<p>(集落営農の組織化・法人化の推進について)</p> <p>「個人経営や・・・農用地利用改善団体が中心となって」と記載されているが、農用地利用改善団体については租税措置等のメリットはあるものの、設置要件が整わない集落もあり、必ずしも中心になり得ないことから、地域実情にあった組織の活用や推進を図るべき。</p>	<p>・意見を反映し、 農用地利用改善団体以外を含む表現とした。 本文：P4</p>
市町村	8	<p>(労働力不足への対応)</p> <p>「農福連携」とあるが、既に農福連携だけでは労働力不足をカバーできないほか、「外国人」の活用については特定技能制度による人材確保が整いきれていないだけでなく、コロナ禍による影響等もあり人材確保に不安が生じている。今後は、建設業や漁業等、各産業間での国内連携による担い手の融通・確保も必要と感ずることから、これらも明記した方が良いのではないかと。</p>	<p>・意見を反映し、 幅広い人材の確保について記述した。 本文：P5</p>
農業者	9	<p>(農地の下限面積要件について)</p> <p>農地の集約化についての記述とともに、多様な農業についての記述もあったが、そのためにも市町村ごとに設けられている最小営農面積の規制を緩和することを加えてもらいたい。耕作放棄地の増加は農業経営が成り立ちにくい場所から今後も増え続けていくと考えられる。一方で定年帰農や、半農半 X のように面積が小さくとも農に関わりたい人の需要もたしかにある。コロナ禍では一層その需要も高まるかもしれない。</p>	<p>農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画による場合は、農地法に規定する下限面積が適用されないことになっている。</p> <p>また、面積が小さくとも農業に関わりたい人への需要に対しては、第1の2の(6)多様な農業経営の育成・確保で、多様な取組を行う農業経営の育成・確保を図ることとしている。</p>
市町村	10	<p>(地域別の取組について)</p> <p>「地域別の取組」としているが、地域ではなく部門別(稲作部門・畑作部門等)とした方が良いのではないかと。地域別とするならば、地域細分化するか、平坦農村地域や中山間地域として取組を示す必要があるのでは？</p> <p>水田が本来もつ多面的機能を加えた取組の推進等を明記し、水田面積の維持・確保も明記した方が良いのではないかと。</p> <p>「ウ 酪農・畜産を主体とする地域」について、土地利用集積や遊休農地の活用にあっては、「耕畜連携」のもと飼料用米、稲 WCS の活用による経営安定や飼料自給率の向上、たい肥利活用の促進等の記載があった方が良いのではないかと。</p> <p>北海道農業をけん引する部門であるため、抽象的な記載ではなく、具体的な取組の記載をお願いしたい。</p>	<p>(8) 地域別の取組については、稲作、畑作、酪農・畜産を主体とする地域別に、各作物等ごとに第6期北海道農業・農村推進計画での施策の展開方向と整合性を図り記載している。</p>

区分	NO	意見等	対応状況
■ 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標			
市町村	11	<p>(地方別の記載について)</p> <p>1頁(1)特徴に「北海道は東北6県に新潟県を加えた面積より大きい」と特徴の記載があるが、道内一律の基本方針になっており、営農類型は水稲主体、畑作主体等々で示されているところである。他府県においては、統一的な部分と地方別の細分化した基本方針を持っているところもあり、面積が一番大きい北海道が一律というの、実態に見合った方針なのか疑義が生じるところ。</p> <p>道北、道東、道央、道南や平坦・中山間地域等、広域な特性を持っている中、地形特性ゆえの障害や情報通信網がなく ICT 技術も簡単に導入出来ない地域があると思われる。</p> <p>最低限、地方別で細分化した営農類型を示す必要もあるのではないか。</p>	<p>営農類型は、道内の先進的な経営事例をもとに、現在開発されている技術によって実現可能な類型を稲作、畑作、酪農・畜産を主体とする地域別に、それぞれの地域の特色も考慮して設定。このため、本道で展開している主な営農類型は、ほぼ網羅していると考えている。</p> <p>なお、地域ごとには、市町村が定める基本構想において、それぞれの地域農業の実態に合った営農類型を設定することになる。</p>
■ 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標			
市町村	12	<p>(青年等の営農類型について)</p> <p>新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標で「有機野菜専業」が新設されたが、当町の花き生産分野においては新たな担い手の確保が必要となっていることから、同営農類型に「花き専業」を追加するよう、検討をお願い。</p>	<p>青年等の営農類型は、本道において新規就農での主な類型について示したものである。認定農業者向けの営農類型に「花き専業」を示しているので、参考にさせていただきたい。</p>
■ 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標			
市町村	13	<p>(農用地の集積率の目標について)</p> <p>農用地面積の目標集積率95%程度となっているが、地方別で集積率に差があると思われる。地方別の現状と集積目標を示し、本道全体の目標を95%と示す方が、各地域の集積・集約化も図られるのではないか。</p>	<p>基本方針における目標は、本道全体の目標値であり、地域別については、市町村が定める基本構想において、それぞれ農用地の利用集積に関する目標を定めていただくことになる。</p>
市町村	14	<p>(北海道独自の取組について)</p> <p>全体的に基盤強化法に基づき、必要な方針を作成されていると考えるが、修正内容についても国の施策に則った見直しで、北海道＝食料基地として、マクロな視点だけでなく、地域の実情を鑑みながら一步踏み込んで具体的に反映した記載がほしいと感じる。</p> <p>北海道農業が生き残り、持続可能な農業を構築していくため非常に重要な10年となると考える。他府県と違う優位性を前面に、北海道独自ある取組や施策を反映した方針について記載し、市町村が定める基本構想の指針となるよう切に願う。</p>	<p>・意見を反映し、 取組方針を記載。 [本文：P3]</p>